

被収容者カウンセリング実施要領

平成13年 6月 8日 所長決裁

平成20年10月14日 一部改正

1 目的

この要領は、入国者収容所大村入国管理センター（以下「大村入国管理センター」という。）における被収容者に対するカウンセリングを円滑かつ効果的に実施するための必要な手続を定め、もって被収容者の精神的安定を図り、適切な処遇に資することを目的とする。

2 カウンセリングの実施者

カウンセリングは、大村入国管理センター所長（以下「所長」という。）の依頼を受けたカウンセラーが行う。

3 カウンセリングの実施対象者の決定及び実施手順等

- (1) 処遇担当統括入国警備官（以下「処遇統括」という。）は、次に掲げる者について、カウンセリングを受けさせるのが適当と認めるときは、本人の意思（同意）を確認し、別紙1のカウンセリング対象者報告書をもって所長に報告する。

この場合において、当該被収容者に係る健康状態その他カウンセリングを実施する上で参考となる資料があるときは、これを添付する。

ア 医師がカウンセリングを勧める者

イ 精神的に不安定な者

ウ 集団生活に適応できない者

エ 自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者

オ 拒食を行う者

カ その他カウンセリングを受けさせるのが適当と認められる者

- (2) 所長は、前項の報告に基づいて、カウンセリング実施対象者を指定し、別紙2のカウンセリング実施依頼書をもって、カウンセラーに依頼する。

この場合において、カウンセラーからカウンセリングを実施するために必要な情報提供の申出があったときは、可能な範囲でこれに協力する。

- (3) カウンセリングは、原則として、隔週1回、執務時間内に、カウンセリング室において実施する。

- (4) 処遇統括は、継続的に対象者にカウンセリングを実施する場合であっても、その都度本人の意思（同意）を確認するものとする。

(5) 処遇統括は、カウンセリングの実施に当たり、保安上の事故を防止するため必要な措置を講じるとともに、カウンセリング実施中において、保安上支障があると認めるときは直ちにカウンセリングを中止させ、所長に報告して指示を仰ぐものとする。

4 カウンセリング実施結果の報告

処遇統括は、カウンセリング実施終了後、速やかにカウンセラーからカウンセリングの概要及び所見等について報告を求め、これを所長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成13年6月8日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年10月14日から実施する。

所 長	次 長	会計課長	診療室長	処遇首席

カウ ン セ リ ン グ 対 象 者 報 告 書

平成 年 月 日

大村入国管理センター所長 殿

処遇担当統括入国警備官 ㊟

月 日, 次の者にカウンセリングを受けさせたく報告する。

居室及び収番	身 分 事 項	使用言語	理由及び参考事項
—	人 (男・女, 歳)		

